

質問回答書

業務名：勝連城跡周辺整備事業に係る民間事業者公募・選定アドバイザー業務

文書名/頁	質問欄	回答欄
公募要領 2頁	「7 応募申請書及び企画提案書等の提出 【企画提案添付書類】」について、「①企画提案書等 正本1部「11 企画提案書等作成要領」(1)～(7)、副本12部「11 企画提案書等作成要領」(8)とありますが、副本についても「11 企画提案書等作成要領」(1)～(7)という理解でよろしいでしょうか。	記載誤りがありました。 副本は、(6)企画提案書のための添付でお願いします。
公募要領 3頁	「9 選考会（プレゼンテーション及びヒアリング）(6)その他」について、「提出された企画提案の内容以外の追加説明は認めない」とありますが、選考会では、提出した企画提案書を用いて説明するものであり、スクリーン等の投影用に新たなパワーポイント等の資料の作成は不可であるという理解でよろしいでしょうか。	提出された企画提案の内容以外の追加説明は認めませんが、スクリーン等の投影用に新たなパワーポイント等の資料作成を不可とするものではありません。
公募要領 3頁	「11 企画提案書等作成要領 (3)企業の実績（様式6）」について、共同企業体で応募する場合、代表企業・構成員各社で最大5件ずつ記載するのでしょうか。それとも共同企業体として最大5件でしょうか。	共同企業体として最大5件の記載とします。
公募要領 3頁	「11 企画提案書等作成要領 (3)企業の実績（様式6）」について、契約済みで履行中の業務も実績に加えられるという理解でよろしいでしょうか。	履行中の業務については、令和4年度中に完了するものであれば、実績として記載いただいて問題ありません。
公募要領 3頁	「11 企画提案書等作成要領 (3)企業の実績（様式6）」について「担当する技術者が、その業務に従事した根拠となる資料の写しを添付すること。」とありますが、様式6にて提出する企業の実績は、本業務を担当する管理技術者、主たる担当技術者、担当技術者のいずれかが従事した業務でなくてはならないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
公募要領 4頁	「11 企画提案書等作成要領 (5)予定管理技術者等の経歴（様式7・様式8・様式9）」について、業務経歴には令和4年度に完了予定の業務も実績に加えられるという理解でよろしいでしょうか。	令和4年度中に完了する業務であれば、実績として記載いただいて問題ありません。

<p>公募要領 4頁</p>	<p>「11 企画提案書等作成要領 (5) 予定管理技術者等の経歴 (様式7・様式8・様式9)」について、「『公民連携事業検討業務』や『民間活力導入可能性調査』等に関する業務経歴」が求められておりますが、本業務は民間事業者公募・選定アドバイザー業務であることから、また、「※業務実績については、「(3) 企業の実績」と同様」と記載があることから、予定管理技術者等の経歴についても(3) 企業の実績 (様式6) 同様、「『民間活力導入可能性調査』や『PPP/PFI 事業アドバイザー業務』」の実績が評価されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
<p>公募要領 4頁</p>	<p>「11 企画提案書等作成要領 (6) 企画提案書の作成 (自由様式)」について、「企画提案書には次の①～⑦の項目順で、・・・」とありますが、その下には①～⑤しか記載がありません。記載する項目は①～⑤で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>記載誤りがありました。 記載する項目は、①～⑤になります。</p>
<p>公募要領 4頁</p>	<p>「11 企画提案書等作成要領 (6) 企画提案書の作成 (自由様式)」について、「提案者を特定することができる内容の記述 (具体的な社名、人名等) 及び説明をしてはならない。」とありますが、正本・副本ともに当該事項が適用されるという理解でよろしいでしょうか。また、上記について「具体的な社名、人名等」とありますが、「② 業務実施体制」については技術者名を記載してもよろしいでしょうか (様式7・様式8・様式9 関連)</p>	<p>正本・副本ともに当該事項を適用します (「② 業務実施体制」を含む)。様式7・様式8・様式9については、技術者名を記載いただいて問題ありません。</p>
<p>公募要領 6頁</p>	<p>「13 選定方法 ③ 審査基準」について、共同企業体で応募する場合、企業の評価の業務実績は、評価の高い企業の評価点が採用されますでしょうか。それとも提出した企業の平均で評価されますでしょうか。</p>	<p>企業の評価の業務実績は、業務の実績件数及び同種・類似の区分で評価します。</p>
<p>公募要領 6頁</p>	<p>「13 選定方法 ③ 審査基準 (2) 技術力」について、審査対象となる技術者は管理技術者及び主たる担当技術者のみでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
<p>公募要領 6頁</p>	<p>「13 選定方法 ③ 審査基準 (2) 技術力」について、「その他、本業務を円滑に遂行する上で、有用な資格を評価」とありますが、技術士 (都市及び地方計画) と RCCM (都市及び地方計画) 以外の評価は「(小)」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
<p>公募要領 7頁</p>	<p>「16 その他留意事項」について、「(3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等はプロポーザルの選定以外に、提案者に無断で使用しない。(4) 提出された企画提案書等は、うるま市の許可なく公表及び使用できないものとする。」とありますが、一般的に企画提案書の著作権は提案者に帰属し、選定されなかった企画提案書の取り扱いが提案者の自由という扱いになる</p>	<p>(3) の趣旨は、本市側の対応として企画提案書等はプロポーザルの選定以外に使用しないことを明示したものです。 (4) の趣旨は、受注業者選定終了までの間に、他の提案者に対して公表及び使用しないことを求めたもので</p>

	と解されますため、この2つの条項は削除いただけませんか。	す。 企画提案書の著作権は提案者に帰属するという見解に相違はございません。記載内容の説明不足をお詫びするとともに、上記の趣旨について、ご理解とご協力をお願いします。
様式4	履行期限に「令和6年3月15日」と記入されていますが、プロポーザル公募要領1頁及び業務委託仕様書(案)4頁の「令和7年3月21日」が正との理解でよろしいでしょうか。	記載誤りがありました。 履行期限は「令和7年3月21日」が正となります。
様式7・8	注1に関して、同種業務と類似業務を区分する基準をご教示ください。	同種業務は、「公民連携事業検討業務」や「民間活力導入可能性調査」、「PPP/PFI 事業アドバイザー業務」とし、それ以外は類似業務として、提出された業務実績に基づき判断します。
様式7・8	管理技術者及び主たる担当技術者の業務実績について、「同種・類似業務経歴」と「地域精通度」、それぞれ別の業務を記載した方が評価点は高くなりますでしょうか。	同じ業務を記載する場合と異なる業務を記載する場合で、評価点は変わりません。
様式7・8	注2に関して、うるま市と沖縄県内の実績で、審査における地域精通度の評価(点数)は異なるでしょうか。	うるま市と沖縄県内の実績で、評価(点数)は同一となります。
業務委託仕様書(案)1頁	業務委託仕様書(案)「第4条 技術者要件」について、「主たる担当技術者は民間活力導入可能性調査やPPP/PFI 事業アドバイザー業務等の経験を有する者を配置しなければならない。」とありますが、様式8「主たる担当技術者の経歴及び実績等調書」において当該業務の実績について記載がなければ、失格となりますでしょうか。	様式8において業務実績の記載がない場合でも、審査上、失格とはなりません。契約段階において「技術者要件」を満たさないことを理由に契約締結に至らない可能性があります。
【参考】公募スケジュール(予定)	令和6年9月に「議会議決(本契約締結)」が予定されていますが、そこから履行期限である令和7年3月までに想定されている業務内容や、履行期限の設定の意図をご教示ください。	「議会議決(本契約締結)」以降は、本業務の完了に向けた作業・手続きを予定しています。履行期限を「令和7年3月まで」と設定したのは、公募の開始時期が変更となる可能性を踏まえた対応となります。
その他	提案内容にかかわるため、直近1年程度の間には貴市が実施された民間事業者との対話の実施先(業種等)、件数、趣旨などを差し支えない範囲でご教示ください。	対話は、運営事業者、建設事業者、デベロッパー等を中心に実施しており、件数は約40件となります。趣旨は、事業参画の意向や公募条件等の確認を行っております。